

2025 年 11 月 26 日

お客様へ

株式会社山陰合同銀行

【DanDanBANK】機能追加に伴う規定改定のお知らせ

ごうぎんは、DanDanBANK アプリの機能追加に伴い、2025 年 12 月 2 日（火）より、「DanDanBANK アプリ利用規定」・「DanDanBANK 取引規定」・「DanDanBANK 普通預金規定」を改定いたします。

追加する機能、規定の改定内容は下記のとおりです。

なお、新規定は、改定前よりお取引いただいているお客様にも適用されます。

下表では、改定する箇所のみ記載しています。

記

1. 追加する機能

- (1) 目的つみたて
- (2) DanDan カードローン口座と DanDan 普通預金口座間の振替

2. DanDanBANK アプリ利用規定

改定前	改定後（2025 年 12 月 2 日現在）
第 1 章 総則・共通事項 1 省略 2. サービス内容 本サービスの主な内容は以下のとおりです。 なお、本サービスに登録された口座を「サービス利用口座」といい、このうち普通預金口座を「代表口座」といいます。 (1)残高・明細照会 (2)定期預金取引 (3)振込 (4)住所・電話番号変更 (5)スマホ A T M 3 ～ 1 6 省略 1 7. 規定の準用 本規定に定めのない事項については、DanDanBANK 取引規定、DanDan 普通預金規定、DanDan 定期預金規定等の各規定により取扱	第 1 章 総則・共通事項 1 省略 2. サービス内容 本サービスの主な内容は以下のとおりです。なお、本サービスに登録された口座を「サービス利用口座」といい、このうち普通預金口座を「代表口座」といいます。 (1)残高・明細照会 (2)定期預金取引 (3)振込・振替 (4)住所・電話番号変更 (5)スマホ A T M (6)目的つみたて 3 ～ 1 6 省略 1 7. 規定の準用 本規定に定めのない事項については、DanDanBANK 取引規定、DanDan 普通預金規定、DanDan 貯蓄預金（目的つみたて）規定、

います。本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

18～19 省略

第2章～第3章 省略

第4章 振込サービス

22. サービス内容

振込依頼に基づきサービス利用口座から**お客さま**が指定する金額（以下、「振込金額」といいます。）を引落しのうえ、**お客さま**が指定する当行の本支店または他の金融機関の国内本支店の振込先口座あてに、資金移動を行うサービスをいいます。

23. サービス利用口座からの支払

(1) 内容が確定した場合、当行はサービス利用口座から振込金額および振込手数料（消費税を含む。以下同じ。）を引落しのうえ、手続きを行います。

(2)～(3) 省略

24. 省略

25. 上限金額

一取引あたり、および1日あたりの振込金額は、当行所定の上限金額の範囲内とします。なお、当行は**お客さま**に事前に通知することなく当行所定の一取引あたり、1日あたりの上限金額を変更することがあります。ここでいう「1日」の起点は、毎日午前0時とします。

26. 訂正・組戻し・取消

(1) 本規定の第8条第2項により振込の依頼内容が確定した後は依頼内容を変更すること（以

DanDan 定期預金規定等の各規定により取扱い
ます。本規定と他の規定の定めが異なる場合は
本規定が優先します。

18～19 省略

第2章～第3章 省略

第4章 振込・振替サービス

22. サービス内容

振込**または振替**の依頼に基づきサービス利用口座から**契約者**が指定する金額（以下「振込・振替金額」といいます。）を引落しのうえ、**契約者**が指定する当行の本支店または他の金融機関の国内本支店の振込先口座あてに、資金移動を行うサービスをいいます。

23. 振込と振替の区別

(1) **お客さま**より「振込先口座」としてお届けを受けている口座、または事前に登録のない当行および他の金融機関の国内本支店の口座あてへの資金移動取引を「振込」といいます。

(2) サービス利用口座であるカードローン口座への資金移動取引を「振替」といいます。

24. サービス利用口座からの支払

(1) 内容が確定した場合、当行はサービス利用口座から振込・振替金額および振込手数料（消費税を含む。以下同じ。）を引落しのうえ、手続きを行います。

(2)～(3) 省略

25 省略

26. 上限金額

一取引あたり、および1日あたりの振込・振替金額は、当行所定の上限金額の範囲内とします。なお、当行は**お客さま**に事前に通知することなく当行所定の一取引あたり、1日あたりの上限金額を変更することがあります。ここでいう「1日」の起点は、毎日午前0時とします。

27. 訂正・組戻し・取消

(1) 本規定の第8条第2項により振込の依頼内容が確定した後は依頼内容を変更すること（以

と（以下、「訂正」といいます。）、または依頼を取りやめること（以下、「組戻し」といいます。）はできません。ただし、予約扱での振込は、予約指定日の当行所定の時間までであれば、取消することができます。なお、当行がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを受付ける場合には、当行所定の手続きを行ってください。この場合、振込手数料は返却しません。また、組戻しについては、当行所定の手数料をいただきます。

(2)～(3) 省略

第5章～第6章 省略

下、「訂正」といいます。）、または依頼を取りやめること（以下、「組戻し」といいます。）はできません。ただし、予約扱での振込・振替は、予約指定日の当行所定の時間までであれば、取消することができます。なお、当行がやむを得ないものと認めて訂正・組戻しを受付ける場合には、当行所定の手続きを行ってください。この場合、振込手数料は返却しません。また、組戻しについては、当行所定の手数料をいただきます。

(2)～(3) 省略

第5章～第6章 省略

第7章 目的つみたて

37. サービス内容

(1) 目的つみたて口座とは、本アプリで開設することができる通帳やキャッシュカードを発行しない貯蓄預金口座です。お客さまが貯蓄目的ごとに、目標金額、目標期限等を設定のうえ、積立を行い、その進捗状況を管理するサービスをいいます。

38. 口座開設

(1) 目的つみたて口座は、当行が本サービスによるお客さまの依頼に基づき、代表口座の普通預金口座を「振替指定口座」として本アプリ上に開設できる貯蓄預金口座です。開設にあたっては、本アプリ上で所定の方法によりお申込み手続きを行ってください。なお、開設できる目的つみたて口座は1口座に限ります。

(2) 目的つみたて口座は通帳およびキャッシュカードは発行いたしません。

(3) 目的つみたて口座は本アプリでのみご利用いただける口座です。

(4) 目的つみたて口座の開設にあたり、当行はお客さまごとに目的つみたて用ID(本アプリ上で自動的に割り当てられる8桁の数字)を割り当てます。お客さまの目的つみたて用IDは本アプリの「目的つみたて設定」画面で確認できます。

(5) 目的つみたて口座においては、その残高をお

	客さまの指定する目的ごとに分別管理することができます。なお、目的が特定されない残高については目的つみたて口座内の「未分類のお金」として管理します。 39. 振替 本アプリ上で振替指定口座と目的つみたて口座の間で預金を双方向に振り替えることによって、目的つみたて口座を利用することができます。 貯蓄預金規定や振込規定等に関わらず、振込・入金・出金をすることはできません。 40. 自動振替(積立) (1) 目的つみたて口座では、目的ごとに積立周期・積立日・積立金額を設定することができます。 (2) 以下の場合、自動振替は行われません。 ・目的つみたて口座の特定の目的の残高(グループ預金の場合はその合計残高)が設定された目標金額に到達している場合 ・残高不足等により、振替指定口座から積立金額が出金できない場合。その後追加で入金があった場合 (3) 振替設定の登録・変更・削除は振替日の前日までに実施してください。 41. グループ預金 (1) お客さまが指定した特定の目的について、第三者と共同してその目標金額に対して貯蓄することができます(以下、「グループ預金」といいます)。 (2) グループ預金の設定にあたっては、特定の目的を共有する第三者の「目的つみたて用 ID」を登録してください。当該第三者が承認することにより、グループ預金の設定が完了します。 42. 目的つみたて口座の解約等 (1) 本アプリからお客さまによる目的つみたて口座の解約手続きをした場合、目的つみたて口座は解約されます。ただし、ご利用状況により目的つみたて口座が解約できない場合があります。
--	---

	す。 (2) 目的つみたて口座の解約により、目的つみたて口座の残高は全額振替指定口座へ入金されます。 4 3. 規定の適用 本規定に定めのない事項については、DanDanBANK 取引規定、DanDan 普通預金規定、DanDan 貯蓄預金（目的つみたて）規定等の各規定にもとづいてお取扱います。
--	--

3. DanDanBANK 取引規定

改定前	改定後（2025 年 12 月 2 日現在）
1. 省略 2. 当店との取引範囲 (1) お客さまは、本規定に基づき当店にDanDanBANK 専用の預金口座を開設し、次の各号に定める取引を利用できます。なお、取扱商品については当行ホームページにてご確認ください。 ①普通預金取引 ②定期預金取引 ③その他当店所定の取引 (2) 前記(1)・・・ (3) 省略 3～4 省略 5. 印鑑レス取引 (1)～(3) 省略 (4) 前記(3)・・・ (5) 省略 6～7 省略 8. 取引確認方法 (1) 省略 (2) 前項・・・ 9～11 省略 1 2. 商品・サービス等の変更 (1) 省略 (2) 前項(1)については、変更にもない当行ホ	1. 省略 2. 当店との取引範囲 (1) お客さまは、本規定に基づき当店にDanDanBANK 専用の預金口座を開設し、次の各号に定める取引を利用できます。なお、取扱商品については当行ホームページにてご確認ください。 ①普通預金取引 ②定期預金取引 ③貯蓄預金（目的つみたて）取引 ④その他当店所定の取引 (2) 前 1 項・・・ (3) 省略 3～4 省略 5. 印鑑レス取引 (1)～(3) 省略 (4) 前 3 項・・・ (5) 省略 6～7 省略 8. 取引確認方法 (1) 省略 (2) 前 1 項・・・ 9～11 省略 1 2. 商品・サービス等の変更 (1) 省略 (2) 前 1 項については、変更にもない当行ホ

ームページ、DanDanBANK アプリ等を一時停止することがあります。 (3)前項(1)(2)については、第11条に定める通知および告知方法により告知します。 (4)第(1)項の変更によって生じた損害については、当行は責任を負いません。 13～18 省略 19. 規定の準用 本店との取引において、本規定に定めのない事項については、各種預金規定、DanDanBANK アプリ利用規定等の当行が定める規定により取り扱います。 20. 規定の変更 (1) 省略 (2) 前項・・・ 21 省略	ームページ、DanDanBANK アプリ等を一時停止することがあります。 (3)前1項および2項については、第11条に定める通知および告知方法により告知します。 (4)前1項の変更によって生じた損害については、当行は責任を負いません。 13～18 省略 19. 規定の準用 本店との取引において、本規定に定めのない事項については、各種預金規定、DanDanBANK アプリ利用規定、手数料無料プログラム規定等の当行が定める規定により取り扱います。 20. 規定の変更 (1) 省略 (2) 前1項・・・ 21 省略
---	---

4. DanDanBANK 普通預金規定

改定前	改定後（2025年12月2日現在）
1～6 省略 7. 取引の制限等 (1)～(2) 省略 (3)第1項・・・ (4)前三項・・・ 8. 預金の解約 (1)～(4) 省略 (5)前三項・・・ 9. 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺 (1) 省略 (2)前記(1)・・・ (3)前記(1)・・・ (4)前記(1)・・・ (5)前記(1)・・・ 10 省略 11. 規定の準用 本規定に定めのない事項については、DanDanBANK 取引規定、DanDanBANK アプリ利用	1～6 省略 7. 取引の制限等 (1)～(2) 省略 (3)前1項・・・ (4)前3項・・・ 8. 預金の解約 (1)～(4) 省略 (5)前3項・・・ 9. 保険事故発生時におけるお客さまからの相殺 (1) 省略 (2)前1項・・・ (3)前1項・・・ (4)前1項・・・ (5)前1項・・・ 10 省略 11. 規定の準用 本規定に定めのない事項については、DanDanBANK 取引規定、DanDanBANK アプリ利用

規定等の各規定により取扱います。本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。	規定、手数料無料プログラム規定等の各規定により取扱います。本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。
1 2. 規定等の変更	1 2. 規定等の変更
(1) 省略	(1) 省略
(2) 前項 . . .	(2) 前1項 . . .
1 3 省略	1 3 省略

5. 適用開始日

2025 年 12 月 2 日（火）

以 上